

大和町経済対策助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和3年12月までの間の任意の連続した6ヶ月の事業収入合計が、その前年同期間比で**20%以上減少**している事業者により下記の表により減少率に応じて**助成します**。

また、上記の補助要件を満たし、感染防止対策を実施した事業者に対し、5万円を加算して助成します。

(対象経費が5万円に満たない場合は、その範囲内で助成)

売上高 減少率 50%以上	10 万円
売上高 減少率 20%以上 50%未満	5 万円



感染防止対策を実施した場合

最大5万円加算

申請期間

○令和3年5月6日(木)から令和4年1月31日(月) ※当日消印有効

対象要件

- 令和元年12月末までに大和町内に事業所等を開業しており、引き続き事業を継続する意思がある者。
- 令和2年1月から令和3年12月までの間の任意の連続した6ヶ月の事業収入合計が、その前年同期期間比で20%以上減少している者。
- 町から本制度による助成金の交付を受けていない者。(感染防止対策対象経費の申請については、この限りではない)
- 申請する事業の所得が主である事業者であること。
- 暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- 法人の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
- 町税等を完納している者。

感染防止対策対象経費について（令和2年1月から令和3年12月までの期間に購入分が対象）

○減菌・消毒・換気・飛沫防止等の衛生環境改善品の購入費

例：アクリル仕切版、非接触型体温計、空気清浄機、サーモカメラ等

※マスク、消毒液等の購入費用・代引き手数料や送料等は、対象外とします。

○店舗・事務所改装費

例：パーテーション設置、テイクアウト専用カウンター設置、換気装置の設置、自動水栓蛇口等の設置等

○広告宣伝費

例：感染症対策について周知する看板、広告等

◆一回目の申請で上限5万円未満または、感染防止対策補助対象経費の申請をされなかった事業者の方は、再申請が1回に限り可能となっておりますので、申請漏れ等無いようご注意願います。

◆感染防止対策対象経費については、税抜きで金額を記載願います。

提出書類

- 大和町経済対策助成金交付申請書兼請求書
- 対象とする6ヶ月の売上高とその前年同期間の売上高の証明ができる書類（売上台帳等）
 - ※営業所等が複数ある場合は大和町のみ売上高が分かる書類を添付
- 営業実態が確認できる書類（営業許可書または開業届の写し等、法人にいたっては履歴事項全部証明書）
 - ※委託業務契約を締結している事業者は委託業務契約書を添付願います。
- 通帳のコピー（振込先口座・名義人が確認できるもの）
- 誓約書
- 感染防止対策を実施した場合の添付書類
 - 店舗等内で感染防止対策を行ったことがわかる領収書等の写しまたは写真

申請先及び問合せ先

〒981-3680 黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

大和町役場商工観光課 TEL：022-345-1184

※申請は原則郵送となります。